

○ 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第5の1の(5)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの(令和2年3月30日元経営第3239号農林水産省経営局金融調整課長通知)の一部改正・新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知)第5の1の(5)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものは、次に該当するものとする。</p> <p>人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)2(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3の規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取扱うことができる同種取決め等を含む。)</p> <p>(削る)</p>	<p>農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知)第5の1の(5)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものは、次の1又は2に該当するものとする。</p> <p><u>1</u> 人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営494号農林水産省経営局長通知)2(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3の規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取扱うことができる同種取決め等を含む。)</p> <p><u>2</u> <u>令和2年度までに限り、同通知5の(1)に基づく工程表で公表が行われているもの</u></p>

附 則(令和3年3月29日2経営第3406号)

この通知は、令和3年4月1日から施行する。